

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合すること	意義及び目標に関する事項	中心市街地において、地域資源や都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを目指すことを記載しています。 【1.（5）西条市中心市街地活性化の課題と基本的な方針参照】
	認定の手続	本基本計画の内容については、西条市中心市街地活性化協議会設立準備会と西条市中心商店街活性化対策研究会と協議を行い、意見を頂いています。 【9.〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項及び9.〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしています。 【2.〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会設立準備会との関係、西条商店街まちづくり協議会との関係、現状分析や各種事業との連携・調整に取り組んでいます。 【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	公共公益施設の集積などコンパクトな市街地形成に取り組むとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組むことを明確にしています。 【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	西条市総合計画（平成18年）や東予広域都市計画区域マスタープラン（平成16年）、現在策定中の西条市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画となっています。 【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照】

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	「賑わいと回遊性の向上」「まちなか居住の 推進」の2つの目標の達成に必要な事業を 4. から8. において記載しています。
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	記載している各種事業の実施が、数値目標 の達成に寄与していることを合理的に説明 しています。 【3. 中心市街地の活性化の目標参照】
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定され ており、4. から8. において記載してい ます。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	全ての事業について、計画期間である平成 25 年度までに完了及び着手できる見込み のあるものです。